

災害後の無料点検 注意

夏から秋にかけて、大雨・台風などの災害が多く発生します。災害後の無料点検などを口実に訪問してくる事業者との契約トラブルについて注意が必要です。

▼台風の後、「無料で屋根の点検をする」と事業者が突然訪問。点検を頼んだところ、「今、直さないと大変なことになる」と言われ、不安になり高額な工事の契約をした。その後、「屋根を全部直す方が長く住める」と言われ、追加工事の契約をしてしまった。(50代・女性)

▼近所で工事しているという業者が自宅に来て「鬼瓦がずれている。大雨でずれたのではないか。また大雨が降った時に困るから直しておいたほうがいい」と言われた。近所の家のもやっている業者なら安心だろうとその場で契約書にサインしてしまったが、冷静に考えたら非常に高額すぎるため解約したい。(70代・女性)

突然訪問してきた事業者に無料だからと点検してもらった結果、不安をあおって工事の契約をせかされる手口がよくありますので注意しましょう。また、工事の契約をせかされてもその場で契約せず、周囲に相談したり、複数の事業者から見積もりを取るなど、慎重に検討しましょう。契約してしまった後でも、状況によりクーリングオフで解決できるケースもあります。早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：０５８－２７７－１００３

月～金曜日 ８：３０～１７：００

(来所相談の受付は１６：００まで)

土曜日 ９：００～１７：００(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし) １８８番(いやや!)

※１８８番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。